
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

令和3年12月17日 (金曜日)

議事日程 (第5号)

令和3年12月17日 午後1時30分 開議

- 日程第1 陳情第5号 鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情
- 日程第2 陳情第7号 保育所等の最低基準職員(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議案第45号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第8回)について
- 日程第7 議案第49号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第8 議案第50号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第9 議案第51号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第52号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第11 議案第53号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第12 議案第54号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第13 議案第55号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第14 議案第56号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第15 議案第57号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第16 議案第58号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情第 5 号 鳥取県内に放射能性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情

日程第 2 陳情第 7 号 保育所等の最低基準職員（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

日程第 3 議案第 45 号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 46 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 47 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 48 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について

日程第 7 議案第 49 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 回)について

日程第 8 議案第 50 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について

日程第 9 議案第 51 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について

日程第 10 議案第 52 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 11 議案第 53 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 12 議案第 54 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 13 議案第 55 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 14 議案第 56 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 15 議案第 57 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 16 議案第 58 号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第 17 議員派遣の件について

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一	住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久	建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之	会計管理者 西 珠 生

午後 1 時 30 分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。令和 3 年 12 月第 4 回定例会 12 月 6 日に開会し、本日が最終日となりました。ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（「議長」と呼ぶ者あり）村長。

○村長（中田 達彦君） 議長からお許しをいただき、少しお時間をいたただきまして子育て世帯臨時特別給付金事業についてご報告をさせていただきたいと思います。

本定例会開会日に先議案件として提案をし、ご承認をいただきました令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）のうち、子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、対象児童一人当たりの給付について5万円を現金で給付することと併せ、5万円相当のクーポン券で給付する内容とし、制度詳細については国の指針に基づき検討、決定したい旨答弁をさせていただいておったところでございます。

このことにつきまして、さる12月15日に国からQ&Aとしてその考え方が示されたところでございます。その内容につきましては、報道等ではありますが3パターンございまして、地域の実情に応じ、先行分の5万円の給付と追加分の5万円相当分のクーポン券の給付、または先行分の5万円の給付と追加分の5万円の、これも現金の給付の組み合わせの他、年内の先行5万円の現金給付と併せて計10万円の現金を一括で給付することも、自治体の判断により可能ということを示されたところでございます。

この指針に基づきまして、本村におきましては、なるべく早く、また自由度の高い形で子育て世帯に給付金をお届けをすることが、子育て世帯の支援に繋がるとの観点から、対象となる世帯に対し、児童一人当たり10万円の現金を一括で給付することとして、事務を進めさせていただくものでございます。申請不用のものにつきましては、12月24日に登録の口座に振り込み予定として、対象となる世帯への周知、それから交付に係る事務など、速やかな事務手続きを進めてまいりますので、議員の皆様には、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 以上です。村長におかれましては、諸般の状況を勘案され、判断されたものと思います。ごくろうさでした。以上で村長からの報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 陳情第5号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第5号鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書を議題とします。本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しましたので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を願います。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 失礼いたします。ただいま議長からご指名がございました総務経済常任委員会への付託事件についてご報告を申し上げます。令和3年12月17日、総務

経済常任委員長橋井満義。令和3年第4回日吉津村議会定例会におきまして、12月6日、開会日において本委員会に付託されました下記の事件について報告を申し上げます。

本事件名、陳情第5号10月26日受理の件でございます。鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会議決のための陳情書。陳情者、米子市角盤町4の21反核平和の火リレー鳥取県実行委員会実行委員長其山将範氏からの提出でございます。本事件につきまして審査を行った日時は、令和3年12月10日金曜日、本役場庁舎内の委員会室において行っております。出席者、わたくし橋井、そして敬称は略させていただきます。三島、井藤、長谷川、山路、各総務経済常任委員でございます。本陳情の結果は、不採択でございます。

本事件の審査概要を説明をさせていただきます。本陳情は、県内において放射性廃棄物の最終処分場を建設することに反対の意見表明を行い、そして、それを本議会において議会議決されるよう求める陳情でございます。審査の過程で、県内の一自治体の判断でなく、県や国の方針が定まらない現状を鑑み、早急なる結果を出すべきでなく、今後の動向を見ながら継続して審査をするべきとの意見もございました。それには、活断層などの科学的特性の研究や、北海道内の自治体における議決された状況等も調査をし、その上で判断するなどでありました。

なお、本陳情は、議会議決するよう求めるものでありまして、委員会の審議で議会の総意としての議会議決を決定するのはどうか。また、住民との論議が必要ではないか等、議会全体としての協議の仕組みを整理した上で決定するべきものであるとの意見もありました。

以上の結果、不採択とすべきが3、継続審査すべきが2であり多数決の結果、不採択という結果でございました。以上、総務経済常任委員会からのご報告をさせていただきました。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。委員長報告に対し反対、賛成の順で行います。討論については、その趣旨をわかりやすく、そして簡潔明瞭にお願いするところです。冒頭、申し上げておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでははじめに反対討論から行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。わたくしは、陳情第5号鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会議決のための陳情について、先ほど委員長報告は不採択でした。わたくしは委員長報告に反対し、継続審査とすることを求めて討論いたします。陳情の趣旨と理由、皆さんのお手元に届いている方もあると思いますけれども、この趣旨と理由を述べさせていただきます。

2011年3月に発生した東日本大震災で、東京電力福島第一原発で多くの放射性物質が放出されました。事故発生から10年以上経過を経てもなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされている状況です。原子力発電には、重大事故の危険性だけでなく高レベルの放射性廃棄物に分類される使用済み燃料問題があるのに、その最終的な処分地や、処分方法は未定のままであります。こうした放射性廃棄物をガラス固化体にして、地下300メートル以深に埋める地層処分を行うとし、最終処分場をどこかに建設する計画が現在進んでおります。

2017年7月、経済産業省は、公開した科学的特性マップでは、鳥取県内の大部分が好ましくない特性があると推定される地域に分類されましたが、一方で鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、大山町、日南町などには好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域が存在しているとし、その中でも海岸部は輸送面でも好ましい地域とされ、鳥取県が最終処分場の選定候補から除外されたわけではありません。また、鳥取県と岡山県の境界に位置する人形峠は、以前より処分地の候補と言われ、科学的マップでは好ましくない特性があると推定される地域の人形峠ですが、早ければ2022年度に低レベル放射性廃棄物の埋設試験研究を始めることを検討をされていると報道されました。これは実質的最終処分場になることが懸念され、低レベルとはいえ、人形峠を核のゴミ捨て場としていくことが示されたと言えるのではないのでしょうか。地層を処分される放射性廃棄物のガラス固化体は、人が近づけば20秒で死亡するという非常に危険なもので、もとのウラン鉱石と同じレベルまで放射能が低減するには10万年もの歳月が必要だと言われております。ガラス化個体は鉄鋼製の容器などで覆われ、岩盤の中に埋められますが、容器の耐用年数を超えると内部から漏れ出します。その耐用年数は、10万年には遠く及ばないものであります。地下670メートルまで震源が分布する日本では、安全は担保されない、未来の人類に押しつけられる核のゴミが、安全なふるさとを奪うということを忘れてはならないと思います。

鳥取県では、1987年に全市町村で非核自治体宣言の議会議決がされております。そして、その後の市町村合併においても、改めて合併した全自治体で同宣言の決議が達成されております。1980

年代には現在鳥取市の一部である青谷町に原子力発電所の建設計画が持ち上がった際にも、また県中部で長年戦われたウラン残土撤去運動は、押しつけられた核のゴミを撤去させる判決を勝ち取っております。こうした核のないふるさとを求める鳥取県民の強い気持ちと放射性廃棄物の危険性を踏まえ、鳥取県内に放射性物質の最終処分場が建設される動きが起こらないよう今後、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設することに反対の意見を表明する旨の議会議決を行っていただきたいという陳情であります。

わたくしは、以上の陳情には賛成するものですが、原発から出る核のゴミ最終処分場選定を巡り、第1段階となる文研調査に北海道の寿都町と神恵内村が応募、受託し、調査が開始されております。巨額の交付金で最終処分場に応募させるという自治体の財政難に付け入るやり方は、やめるべきです。核のゴミの処分方法を定めないまま、原発を進めてきた矛盾を自治体に押しつけるのは、許されません。政府の責任で使用済み核燃料の処分について研究開発を進め、その結論がでるまで厳重な管理を行うべきです。今回陳情で出されておりますが、請願陳情の議決には、採択、不採択、一部採択というのがあります。一部採択というのは、いくつかの内容が含まれ、賛成できる部分とできない部分がある時、項目ごとに採決を取るというやり方です。この3通りの原則があります。この3通りによらない議決として、後3つあります。継続審査、取り下げ、審査未了がございます。先ほど委員長からは審議概要の報告がありましたけれども、不採択の報告でした。わたくしは、陳情については、今回の委員会の付託審議だけではなく、議会総意として議会議決するよう継続審査とすることを求めるものであります。そして継続審査とすることを求めての討論とします。皆さんのご賛同よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすることです。したがって、原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。以上で陳情第5号を終わります。

日程第2 陳情第7号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第7号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

本陳情は本会議において教育民生常任委員会に審査を付託しておりますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田委員長。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 教育民生常任委員会の前田であります。今回の陳情の第7号につきまして審査をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。12月9日に審査をいたしました。出席者は敬称を略で松本、松田、加藤、河中、そしてわたくしの5名ということで、協議をいたしました。

審査結果については、すでにみなさんのお手元に届いていると思いますが、不採択となっております。本陳情の趣旨は、陳情書をご覧くださいわかりますとおり、特に4、5歳児の保育士の配置基準が児童30人に対し1人の保育士配置という最低基準で、それが70年間も長きに渡って維持されてきたというのと、見直しとそれから現下のコロナ禍での保育現場の困難さや、他の職種に比較して低い給与に留められているという保育士等の悪条件に対し、その処遇改善を国に求める意見書を提出を願いたいというふうな趣旨の陳情であります。

本村には、村の保育所の他に民間の小規模保育事業所が2カ所あります。また、村周辺には私立の保育園、幼稚園もあり、本村の乳幼児は、それぞれの施設にて保育がなされております。このような実情を踏まえて、本陳情について委員会にて討議をいたしました。審査内容であります。審査結果は先ほど言いましたとおり、不採択3、採択1の多数決によりまして不採択となっておりますが、不採択の意見としましては、日吉津村議会としては本村保育所を念頭に考えればよく、保育所職員の給与は他の民間施設に比べればその水準は高い、また、会計年度職員も多数配置しておりまして、国の最低基準に比べれば本村の配置は十分であるという意見、更には、国において来年2月から3パーセント程度の賃上げが決定されておりまして、今後、改善が見込まれるのではないかと。また、小学校でも学級定数の少人数化も決定しておりまして、保育所のこの基準についても、今後見直しがなされるのではというふうな意見がありました。それに対して採択とするとする意見としましては、陳情者における訴えとして、多少不十分に感じる点もあるけれども、保育現場に対する基準の改善や、保育士の処遇改善を求める陳情の趣旨には、賛同する面があるというふうなご意見でありました。このような議論を踏まえて、最終的な委員会の判断

は不採択となりました。

この陳情の趣旨は、保育環境の改善を求めるものでありまして、子育てするなら日吉津とのスローガンの基に、新しい保育所をはじめ、子育て拠点視線を建設中の本村においては、真摯に受け止め、学ぶべき点は多いものであったというふうに考えております。そういった点をわたくし委員長の感想としてあえて苦言をいたしまして、今回の委員会報告といたします。以上であります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、陳情第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論を行います。委員長報告に対し、反対、賛成の順に行います。

それでは初めに反対討論から行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。わたくしは陳情第7号、保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情について、先ほど委員長報告は不採択でしたが、わたくしは委員長報告に反対し、陳情に賛成する立場で討論いたします。先ほど委員長からも詳しく説明がございましたけれども、陳情者の趣旨とか理由についても述べさせていただきます。

陳情の趣旨は、国に対して保育所等の最低基準、職員配置、面積基準など保育士の抜本的な改善を求める意見書として提出されております。

理由としては、コロナ禍でも基本的に開所が求められて、保育所等の施設では、感染対策をしながら子供の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。保育においては、密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的、肉体的な負担は大きくなり、保育士不足に拍車をかけている状況ということです。

保育士などに来年2月から3パーセント程度、金額にして9,000円ほどの賃上げが決定をされております。しかし保育士の全国平均は、令和元年賃金構造基本統計調査によりますと、月額給与は24万4,500円ということで出されております。県内では、これよりもなお5、6万円低い実態だとされております。さらに9,000円が前保育士に支給されるわけではなく、職員配置基準で支給されるため、基準以上の保育士を配置しておりますと、一人の保育士支給額は低くなります。

賃上げ施策には賛同するけれども、わずかな賃上げで保育士不足の解消には程遠いと言わざるを得ないとされています。保育所等における密な環境を是正し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設職員配置基準の改善が急務であります。

小学校では、コロナ禍を受けて、少人数学級化が全学年実施が決まり順次実施されています。2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数は22.7人となっています。今後22人前後の学級になることが考えられるとしています。小学校よりも幼いよう乳幼児が、長時間生活する保育所等です。4、5歳児の配置基準は子供30人に保育士1人、これは70年以上も放置されていることであり、大変ゆゆしきことだと言わざるを得ないと言っています。コロナ禍の中で保育環境の改善、職員の処遇改善が求める声は大きくなっており、今こそ、国が責任をもって改善することを求めています。わたくしは、この陳情に賛成を致します。

本村は現在、子育て拠点施設の建設が進められております。新しい子育て施設は先般村長から幼稚園と保育所を併せ持つ認定こども園とすることを考えているということが示されました。新しい子育て拠点施設は、大変素晴らしいものになることを夢見ておりますし、そう望みも持っております。

本日午前中、国会中継を見ておりましたら子ども家庭庁という庁が新設されるということがありまして、皆さんもご存知と思いますけれども、この子供の政策に議論が集中しておりました。子供をしっかり支える、子供真ん中の施策という答弁がございました。

本意見の提出につきまして、皆さんの賛同をよろしくお願ひしたいです。日吉津村の子育てが、今以上に発達改善されていくこと。そして、我が村だけではなく、全国にこの70年来改正になっていない保育所の基準の改正に向けて、皆さんが賛同していただきますようよろしくお願ひをいたします。未来の子供のために検討をして下さい。よろしくお願ひします。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は、不採択とすることであり、したがって原案について採決したいと思います。本陳情を採択することに賛成の方の起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） はいありがとうございました。起立少数と認めます。したがって陳情第

7号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第45号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第45号日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第45号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） はい、ありがとうございました。全員起立と認めます。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第46号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第46号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第47号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第47号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 48 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 48 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 48 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 49 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論終わります。これから議案第 49 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 50 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 50 号を採

決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 51 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 51 号鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論は反対、賛成の順で行います。討論はありませんか。

はい前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。本議案第 51 号鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について、この議案について反対の立場で討論をさせていただきます。本議案は、うなばら荘が来年 3 月末で閉館するにあたり、その土地や備品、基金など財産処分について西部広域を構成します西部 2 市 7 町村の、それぞれ議会において地方自治法第 290 条に基づき議決を求めるものであります。

そもそも本年 6 月、民間事業者の公募を前にうなばら荘を広域行政の共同事務から外すための議案を、構成市町村に承認を求め、整理した後の財産処分の内容を決定する議案であります。47 年間親しまれてきたうなばら荘が、閉じることには寂しさを禁じ得ませんけども、まあ、今の社会状況とか今後の経営の見込みを考えれば、西部広域管理組合及び構成市町村において、民間譲渡という選択はやむを得ない判断だとわたくし自身は理解をしております。

今後は、広域行政管理組合の公募条件にも明記されておりました現従業員の継続雇用など適正な処遇と、譲渡先の事業者による健全な経営に期待をするものであります。ただし、本村としては、うなばら福祉事業団により、来年 3 月末までうなばら荘が営業する最中の議決であります。

譲渡後の新事業の内容については、授業の具体性や経営計画などまだ明らかにはなっておりませんし、従業員については、先行きへの不安も大きいだろうと推察をしております。ましてやこのコロナ禍の影響が続く中、村としましても、事業団の解散にあたってどのような負債や責任を負うのか、予断を許さない段階であります。このような段階で、今回の議案の財産処分については、うなばら福祉事業団の赤字を 11 年間にもわたり補填してきた本村にとって、いささか疑義を禁じえません。そもそもうなばら荘は、西部市町村による広域行政管理組合により設置されたも

のであり、事業団は、いわば西部広域行政管理組合の外郭団体として発足をしております。それが平成 18 年より、ご案内の指定管理者制度によりまして、日吉津村長が理事長を務める本村の関係団体というふうな位置づけに変わってまいりました。うなばら荘は、昭和 49 年に設立当初から営業実績は高く、多くの収益を積み立てて、それを基に平成 6 年には全面改修をしてきております。ところが、経営が徐々に厳しくなった時期から、結果として本村に経営責任が押し付けられた形となっております。毎年の年度末には、赤字分の補填を巡って本議会で論争を繰り返して参りました。

一方、構成市町村においては、うなばら荘のあり方検討会において、平成 27 年度以降は、うなばら荘の経営に対して、負担金は支出しない。うなばら荘の経営努力と日吉津村の補助によって運営する旨が取り決めされております。そういった経過を踏まえまして、今回の財産財産処分の方針に対して反対する趣旨を、主に 2 点のべます。

まず一点は、この度の財産処分にあたり、本村が無償で提供してきた用地については、返還されるという、これは当然の方針はありますが、建物については、当初不動産鑑定による見積額 4,100 万円を桁違いに下回る 41 万 5,800 円 という破格の価格で譲渡を決定しております。そして、うなばら荘の営業努力と実質この間、本村からの赤字補填補助金の結果である現在の基金については、その残金があった場合には、構成市町村へ配分するとされている点です。繰り返しますが昭和 27 年以降、構成市町村は、うなばら荘への負担を行わないことを取り決めております。すでに本村が例年赤字補填していることを承知しつつ、今回基金の残金については、構成市町村に配分するという、まあその考え方、内容については、わたくしは、やはり信義則に反するものではないかというふうに強く感じております。

そしてもう一点、今回の協議は、一旦議決してしまつたら内容の修正はできないものであります。したがって、手順としましては、この協議内容については、本村を含む構成市町村で予め十分に協議を尽くして、合意を元に提案されるべきものだと考えますが、伺うところ、事前にそのような事実上の協議の決定の場は持たれず、今回の議案提出になったと聞いております。これは、通例の自治法に基づく手続き上も瑕疵があると言って過言でないというふうに考えております。

以上、主に 2 点を述べましたが、こういった点において、現時点での財産処分のこの内容につきましては、本村として到底承認できるものではなく、本議案は一旦否決をもって、今一度構成市町村において、実情を共通理解のもとで協議されることを強く求めたいと考えておりますが、以上のような点から本議会における議案第 51 号に対する反対討論とします。議員の皆様のご賛同

をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（山路 有君） 次に賛成討論はありますか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。わたしは議案第51号鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について、賛成の立場で討論させていただきます。この議案は、うなばら荘の土地については日吉津村に譲渡され、建物及び備品については調書に記載された法人へ譲渡し、基金に属する現金は、構成市町村に配分するという、協議書の通り協議し定めることについて議会の議決を求めるものです。

来年3月31日で幕を閉じるうなばら荘については、皆さんも様々な思いがおりとは思ひます。ですが、この後少しでも良い方に向かうよう、一つずつ進めていくための協議をしていただくべきだと考えます。皆さんのご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですのでこれで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号

○議長（山路 有君） 日程第10、議案第52号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第52号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 53 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 52 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 54 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 54 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 54 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 55 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、議案第 55 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 55 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案第 56 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 56 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 57 号

○議長（山路 有君） 日程第 15、議案第 57 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 57 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 58 号

○議長（山路 有君） 日程第 16、議案第 58 号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。これから討論行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 58 号を採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 58 号は原案のとおり可決され

ました。

日程第 17 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 17、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第 18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 19 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。教育民生常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則 75 条の規定によりお手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 20 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(山路 有君) 日程第 20、広報広聴委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(山路 有君) 日程第 21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(山路 有君) 以上で本定例会の会議に付議された議案はすべて議了しました。これをもって会議を閉じ、令和 3 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 2 時 35 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員